

横浜事件 再審裁判を 支援する会

原告、弁護士、事務局で、
横浜事件の原点——「泊」へ
行ってきました！

◆細川嘉六先生の墓参と旅館「紋左」訪問

第3次再審請求に
大石 真（京大教授）鑑定書

治安維持法は「ポツダム
宣言の受諾で失効」と鑑定



▲細川先生の自然石の墓の前での一行（7月6日）

No.44

2002. 7. 25

〔事務局〕

〒101-0064
東京都千代田区
猿樂町1-4-8
松村ビル401
TEL03-3291-8066
FAX03-3291-8066

▼前号でお知らせしたように、さ

る3月、横浜地裁に申し立てた第
四次再審請求は、細川論文そのも
のの見直しとともに、当時の特高
が「共産党再建謀議」と決めつけ
た細川嘉六先生の郷里・富山県泊
町（現朝日町）での宴会を中心と
する横浜事件全体の虚構性を根底
から問い直そうとするものです。

そのこともあって、7月6・7
日、原告2名、弁護士9名、支援
する会事務局6名の総勢17名で泊
を訪ねてきました。

今からちょうど60年前、細川先
生たちが宿泊した旅館「紋左」は
現在も営業中で、宴会の部屋も保

存されていきました。その紋左旅館
で、地元の郷土史家、奥田淳爾先
生のお話を聞き、同先生の案内で
細川先生のお墓にもお参りしてき
ました。詳細は、参加者のみなさ
んの寄稿をご覧ください。

▼一方、さる5月27日、第三次再
審請求で提起されていた「治安維
持法とポツダム宣言受諾との関
係」につき、横浜地裁から鑑定を
依頼されていた大石真・京都大学
教授の鑑定書が提出されました。
結論は「ポツダム宣言受諾により
治安維持法は失効」でした。とな
ると、ポ宣言受諾後に行われた横
浜事件の原判決はすべて無効とい
うことになります。

そのことの検討もあり、7月26
日に予定していた学習会は延期し
ました。ご了承ください。

7月26日の学習会は延期しました！

「会員」の更新がまだの方は、ぜひまた更新の手続きを
お願いいたします!!（振替用紙を同封しました）

横浜事件の原点・「泊」に旅をして

「名づけ親」の細川先生と再会できた旅

原告 小野 新一

第四次横浜事件再審請求手続き
を行ってからの事務局会議で、是非一度泊に行ってみないかとの佐藤弁護士熱心なお誘いに、母か



▲朝日町立ふるさと美術館収蔵の細川嘉六先生のブロンズ像
(西常雄氏作。故小野貞さん寄贈)

ら受け継いだ原告の一人として、今回参加する事にしました。泊の料亭紋左に行き、当時、その

屋を見たとき、その時の面影が、建具等に現れていたような気がしました。また、細川嘉六自筆の掛け軸があり、感慨深きものがありました。細川先生のお墓にも、初めてお参りしました。自然な石に先生の筆跡で刻まれていたので、私の名づけ親である先生に会ったような感動が伝わってきました。また、ふるさと美術館に行き、細川先生のブロンズ像を見たとき、渋谷の家の応接間にあつたのを思い出し、懐かしくなりました。特に台座の大理石は忘れられない気がします。ブロンズ像をみて千歳船橋のご自宅に伺ったときの事を思い出しました。先生のご自宅の塀一面に蛾が張り付いていたのを覚えていきます。

地元の奥田先生にあらためて解

説をして頂き、紋左旅館の女将さんや三笑楼の平柳さんらの特高に屈しなかったこと、宴会だけしかやっていなかったのだから、特高に促されてもやっていない事は証言できない。デッチ上げだったという事を再認識いたしました。

翌日、親不知方面へ行く途中、海岸に立ち寄り、海が湖水のように静かなのはびっくりしました。ほんの波打ち際だけが波のうねりがあるのです。日本海というと冬の荒波を想像しましたが、信じられませんでした。きっとこれからじっくりと地道に闘えという暗示なのでしょう。支援する会の皆様、今後ともよろしくご支援の程お願いする次第です。

細川先生のブロンズ像と再会して

原告 斎藤 信子

細川先生を囲んで7名のジャーナリスト、研究者が写っている泊・紋左旅館、庭でのこのスナップ写真、母と共に幾度も繰った家のアルバム中の父の写真でありながら、同時に日本の戦争中の言論弾圧の目的でフレイムアップに利用され、歴史上の一枚ともなったこの写真。この地にきつといつか



▲旅館紋左のみなさん

行くことになるだろうという予感がかかなり以前からありました。

駅に降り立ち「とうとう来たのだ」という感慨と共にモノトーンの過去の時空に入りこんだ様な不思議な感覚にとらわれました。紋左では、当時のまま保存されているという宴会をした部屋を見たと、私にとっては今回の旅のもう一つの目的であった細川先生のブロンズ像と再会すべく、郷土の美術館へと皆と向かいました。

父が亡くなった為に引越した狭いアパートでは置場所もなく、付足しのように出した出窓にその像は長いこと置いてありました(母が再審に加わって先生のご郷里に寄贈するまでの間)。入りきらない大きな家具も大量の蔵書もほとんど処分して、最小限になっ

た家財の中でもよく母は「この像は芸術作品としても良い作だから」と、一向にその価値に頓着のない私たち子供に「やれやれ猫に小判」というように笑っていました。

今回十数年ぶりに再会して母の言葉の意味が初めて判った気がしました。再審裁判の請求を通して改めて学んだ細川嘉六という人物の内なる高潔さがそこには確かに放たれていて、「実際の先生を知ると西さんならではの作品」とも言っていた母の言葉の通りで、心

墓石に刻まれた「決意」

を打たれました。

宿に帰り紋左の女将さん、芸者さん、舟遊びをした折の船頭さんなどの誰一人として、特高の暴力づくのでたらめ話を認めなかった、という郷土の研究者、奥田先生のお話も改めて伺い、この土地の人たちの気骨と素朴な真つ当さを肌で感じる事が出来て、私たちの再審請求はごくあたりまえの人間としての主張であり、だからこそ決して諦めてはならないという思いを強くしました。

私は、今回日下部長作先生に声をかけて頂いたことがきっかけで、横浜事件の弁護団に参加することになりました。恥ずかしながら、弁護団に参加するまでは横浜事件の詳細を知らずこぼり、事件

弁護団 横山 裕之

の真相を知るに連れて、このような非道な取り調べや裁判が存在していた事実、そして未だに再審さえ開始されていない法曹の現状に對して、驚きと怒りを感じる毎日だ。



▲泊町・大安寺の細川先生の墓。自然石を使い、大正7年11月の日付と「南無阿弥陀仏」の自筆の文字が刻まれている

を開いたとされる紋左旅館に一泊し、当時の縁の場所を訪問しました。

途中、細川嘉六氏の墓を訪れました。細川氏の墓は加工された墓石ではなく、天然の石にそのまま同氏の自筆と思われる筆跡で豪快に「南無阿弥陀仏」と彫り込まれ、また、墓石には「大正7年11

出頭させて、なんとか泊会議の存在をでっち上げようとしたものの、皆決して虚偽の供述に応じることはなく、その毅然とした態度に地元の警察から賛辞を受けた」ということが印象に残りました。細川氏をはじめとする泊の人たちの気骨あふれる性格が感じられました。

続いて、細川氏の胸像が飾られているという朝日町立ふるさと美術館を訪ねました。胸像を見た小

特高の「でっちあげ」を実感

弁護団 竹田 真

野さんと斎藤さんが、在りし日の細川氏を思い出して「生き写しのようだ」と感激にひたっておられたのが忘れられません。果たして細川氏の瞳には、現在の日本の状況はどのように写っているのでしょうか。

参加した一同改めて、再審開始そして無罪判決の早期獲得に向けて決意を固めて、泊を後に帰途につきました。

今回7月6日から7日にかけて、再審請求人の小野新一さんと斎藤信子さん、弁護士、支援する会事務局の方々が、事件の原点である泊会議の開かれた泊へ行き現地調査を行うというので、同行させて頂きました。

泊駅は富山県の朝日町にある小さな駅です。我々は特高警察により捏造された、いわゆる「泊会議」

月」と刻んであります。横浜事件の四半世紀も前に自らの墓を建立していたことになり、まるで死を決意してその後の執筆活動に打ち込んでいるような印象を受けました。

その後、地元の研究家の奥田淳爾氏のお話を聞くことができました。氏のお話の中では「当時特高警察が紋左旅館や三笑楼の主人を

私は、第四次再審請求から弁護人として、横浜事件に関与させて頂いています。

弁護士になつて、まだ1年にも満たないのですが、上司の件藤弁護士との紹介で参加させて頂くことになりました。

正直な話、横浜事件は、私に

とつて、歴史の教科書で学ぶこと、歴史上の事件という印象が強く、普段、自分が扱っている事件とは全く別個の事件という意識がありました。横浜事件という事件の実感の仕方も、他の諸先生方と私との間では、大きく異なっていることと思います。

そんな私ですが、今回、7月6日、7日と、富山県にある横浜事件の史跡巡りツアーに参加させて頂くことになりました。

富山県・泊は、海が近くにあり、この上なくのどかな町でした。宴会が催された場所、細川先生のお墓、三笑楼、ふるさと美術館を見て回る中で、以前よりずっと横浜事件が、身近に感じられたように思います。

特に、ふるさと美術館で、小野さん、斎藤さんが、細川先生の胸像を前に、しみじみと懐かしんでいらつしやつたのが、印象的でした。

泊の静けさとは対照的に、ツアー参加者の紋左旅館での夜の宴

会は、大変な盛況でした。開始1

時間のうちに、カラオケが始まり、その後は、とぎれることなく、最後は全員大合唱で終わりました。

た。何本かの一升瓶が空き、一瞬、何でここにいるんだっけ？ と思いつく。いそうになる中で、このような場所、共産党の再建会議を行うこととは不可能だ、ということをも身をもって体験できました。

多くの弁護士の方々が、長年にわたって努力を重ねてきた横浜事件ですが、私も弁護士の一人として、力になれたらと思います。第四次再審請求は、まだ、始まったばかりですが、「この再審請求が実りますように」と、強く

思わされたツアーでした。

「歴史」を身近に感じた旅

新東京法律会計事務所

山本 陽子
玉崎 美果
松本 知子

泊旅行に参加するまで私たちに

上の出来事のひとつにすぎません。言葉として、文章として、

横浜事件に触れることはあつても、今回のように、実際に事件に関わった方たちに近い方々にお会いできる機会はめつたにありません。それどころか事件の舞台となつた「紋左旅館」や「細川氏の墓石」を訪問できたことは、物事

新しい視点を得た「泊」への旅

弁護士団長 日下部長作

私は長い間、横浜再審事件に関与しながら、事件のデッチアゲの原因となつた党再建準備会の現地・泊を訪ねていないことを心苦しく思っていた。

今度こそ泊の調査には参加しようとして予定していたが、思いがけず入院を余儀なくされた。しかし旅行にはかろうじて間に合うことができたし、その上優れた2冊の本を読む余暇を得て、再審申立ての新しい視点を与えられたような喜びを味わつた。

を「歴史上の出来事」という「点」でとらえるのではなく、「線」で見つめなおす絶好の機会となりました。このような経験を今後さまざまな場面で活かしていきたいと思っています。

一つは『近代日本の戦争と政治』(註)で、「日清戦争から冷戦後の時代にかけての百年間に、近代日本が経験した戦争と戦後の関係を、政治の変化に着目して考察」し、「近代日本の戦争は、時として既存の政治体制に対して大きな変革をもたらしたことで、戦時体制下の軍事化・民主化・植民地化の過程の連続と逆転を追跡しながら検証」し、「日本の近代化の必然的所産であつた天皇制の固有のディレンマが、十五年戦争の戦後

に残された戦争責任問題をいかに複雑化したかを論じ、「戦争の時代にあって（人権のために闘う）

『少数者』の重要性を認識し、『少数者』として生きた知識人たちの歴史的役割を明らかにする」と解説している。

もう一冊は同じ著者の『政治制度としての陪審制』（註2）で、01年1月9日司法制度改革審議会の口述原稿に加筆したものである。その中には既に定着していた欧米の政治制度としての陪審や陪審についての学者・思想家・実務家などの擁護や反対意見に言及し、我が国の陪審の歴史についても触れているが、注目すべき点は、「新しい形の陪審制に向かって、……冷戦後のデモクラシーのあり方を模索している現在の日本であるということができるとはならないかと考える」（7p）とし、「今日における政治制度としての陪審の意味」について、憲法第66条第2項の文民条

項を引用し、次のとおり論じている。

「ミリタリー・プロヘッションに対するシヴィリアンコントロールが必要であるように、リーガル・プロヘッションに対してもシヴィリアンコントロールに相当する制度が必要であろう」（23p）、「あらゆるプロヘッション（特に国家の権力を管理するプロヘッション）が健全さを保つためにはアンプロヘッショナルな要素をその中にとりこみ、それとの内的緊張を維持し続けることが不可欠である」（24p）、「いかなるプロフェッショナルの場合でも、……（アンプロヘッショナルは）プロヘッショナルが存立してゆくための必要要件であり、文字通りの『必要悪』としてアンプロヘッショナルな要素を導入することが必要であろう。特に『統帥権』や『司法権』のような国家の権力が委ねられてはいるプロヘッショナルについては

『必要悪』の必要性は高い」（25p）。

本件再審を申し立てるについて、治安維持法のもとで少数者の人権を配慮する陪審が機能していなかった事に関し、この見解に基づいて新しくメスを入れる必要があるのではなからうか。これに加えて『国民の司法参加』を含めた司法制度改革は、選挙制度の改正よりは、むしろ政治改革として重要な意味を持つていると私は考える。それはおそらく日本の政治の将来（とくに政治の主体としての日本国民の『公共』観念の形成に大きな影響を及ぼすであろう。司法制度をいかに変えるかという問題は、デモクラシーの質をいかに高めるかという問題と深く関連している」（25p）との見解は銘記されるべきである。

近い取調べに応じなかった、紋左の女将や三笑楼楼主平柳梅次郎、その他舟遊びの船頭・芸者衆・料理人・玉突き娘までが、脅しに応ぜず会議の立証はできなかった。にも拘らず『特高月報』昭和19年8月分には（註3）、42年6月富山県泊温泉においていわゆる党再建準備会なる非法法グループが会合を開き日本共産党の再建につき協議したことを記載している。

このことは常識ある民衆の監視があれば、小野康人の司法のプロ（裁判官・検事・弁護士）のみが関与した敗戦直後の9月15日の判決は起こらなかつたことを物語るものではなからうか。

註1 三谷太一郎、97年12月22日、岩波書店

註2 同、01年9月20日、東京大学出版会

註3 中村智子『横浜事件の人物と』82年、田畑書店

横浜事件の現地踏査

弁護士
原告ら
朝日で細川氏の墓参も

太平洋戦争中の最大の言論弾圧事件とされる横浜事件（泊事件）の再審裁判を支援する会の弁護士、原告ら十七人が六日、事件発生地の朝日町を訪れ、同町出身の政治学者細川嘉六氏の墓を参拝するなど現地踏査した。

横浜事件は、細川氏が一九四二（昭和十七）年七月四、五日に著書「植民史」の印税が入り、当時の編集者を朝日町に招いて慰労会を開いたのを当時の横浜の特高警察が共産党再建準備会議とし



細川嘉六氏の墓に参拝する「横浜事件再審」を支援する会のメンバー —朝日町沼保

さんの二男新一さん（五五）
東京都八王子市、長女
斎藤信子さん（五三）
東京都渋谷区が三月十五日
に父の名譽回復に無罪を
勝ち取るうと、横浜地裁
に第四次の再審を請求し
た。第一、第二次再審請
求はいずれも最高裁で棄
却されている。

支援する会では、弁護
団が大幅に入れ替わった
ことから、再度、事件の
発生地を見ておくため
に十五年ぶりに朝日町
を訪れた。一行は事件
の発生旅館の「紋左」
に集まったあと、同町沼
保の大安寺の細川氏の墓
を参拝した。

紋左では入善町吉原の
奥田淳爾さん（前洗足学
園魚津短大教授）が、細
川氏の様子や当時調べら
れた関係者の状況を説明
した。

富山新聞
2002年7月7日

『北陸中日新聞』

2002年7月7日

故細川氏の胸像を見る小野氏の遺族や弁護団、支援する会のメンバー＝富山県朝日町のふるさと美術館で



横浜事件の 舞台を巡る

再審請求弁護団が
朝日町各地を見学

訪問したのは日下部長
作弁護団長、大川隆司事
務局長、「改造」編集者
だった故小野康人氏の遺
族ら十六人。

戦時中に雑誌「改造」
に掲載された社会評論
家、故細川嘉六氏の論文
「世界史の動向と日本」
をめぐって、雑誌編集者
らが思想犯として検挙さ
れ、有罪判決を受けた
「横浜事件」の第四次再
審請求弁護団などが六
日、故細川氏の出身地の
富山県朝日町を訪ね、事
件の舞台となった「泊会
議」の紋左旅館や細川氏
の墓石などを巡った。

弁護団は今後の運動に
向けていま一度、事件の
原点を見つめ直す意味
で、紋左旅館客室や同町
ふるさと美術館にある故
細川氏の胸像を見学し、
「泊会議」について研究
している奥田淳爾・前洗
足学園魚津短大教授の講
演などを聴いた。大川事
務局長は「細川論文の鑑
定書の提出など、さらに
いろいろな切り口からこ
の問題に取り組んでいき

「横浜事件」名誉回復を

第4次再審 故細川氏の墓参り 朝 日

戦時中、朝日町出身の政治学者、故細川嘉六氏が逮捕された「泊事件」を端緒に、大規模な思想弾圧に発展した「横浜事件」で、横浜地裁にことし三月、第四次再審請求した申立人と支援者らが六日、朝日町を訪れ、有罪判決を受けた細川氏の墓前に名誉回復を誓った。

泊事件は、細川氏が昭和十七年に発表した論文を、特高警察が反戦思想の扇動とし細川氏を逮捕したのが発端。同町泊の料亭「紋左」で細川氏が雑誌編集者らと撮影した写真を「共産党再建の準備会議」の証拠と決めつけ、八人を逮捕した。

一行は、第四次再審請求を申し立てた二人をはじめ支援者、弁護団ら十人。細川氏の墓がある

同町荒川五丁目の大安寺を訪れ、手を合わせた。細川氏の論文を校正したとして、有罪判決を受けた故小野康人さんの二男で、再審申請に踏み切った小野新一さん(五五)東京都八王子市は「細川さんは自分の名付け親。墓参りは再審への励みになる」と感慨深げに話した。

小野さんらは同日、細川氏の胸像が保管されて

事務局より

☆七月二六日の集会在延期となりました。期日は次の会報でお知らせ致します。

☆この号は集会延期のお知らせを主に泊ツアーの特集を超特急で作りました。会員の声・カンパを寄せて下さった方々へは省略し次号へ。

☆泊ツアーでは北日本新聞・富山新聞・北陸中日新聞の記者さん



故細川嘉六氏の墓前で名誉回復を誓う「横浜事件」第4次再審請求者ら(朝日町荒川5丁目)の大安寺

いる町ふるさと美術館(同町東草野)など、ゆかりの地を回ったほか、元洗足学園魚津短大教授(同日東京する。七日に帰京する。

ん、美術館の魚津さんにお世話になりました。奥田淳爾先生は暑い中を泊駅にまで迎えに来て下さり、先生の案内で細川嘉六氏のお墓参りをし、宿で細川嘉六論をうかがったあと朝日町立ふるさと美術館へ。その帰り三笑楼を見学。この日はこれで宿に帰りました。奥田先生には最後までお付き合ひいただき感謝申し上げます

☆私達は細川嘉六記念館ができ



入会申し込み・会費納入先

〒101-0064 千代田区猿樂町1-4-8
 松村ビル
 横浜事件再審裁判を支援する会
 TEL/FAX 03-3291-8066
 <年会費>個人:2000円 団体:5000円
 ●郵便振替 00130-7-150641
 ●銀行振込 みずほ銀行九段支店
 普通預金口座1478864「横浜事件再審裁判を支援する会」

て、そこに展示され何時でも見られる。と思っていました。が実際は記念館ではなく美術館が出来たのでした。胸像も何時もはしまわれているとの事でしたが事情を説明し特別に見せていただきました。

☆三笑楼は現在営業していません。縁の方のお話によりますと、当時細川先生に頂いた物や関係の物を預かったが三笑楼にあった物は特高に持って行かれたということです。

☆紋左の皆様にも大変お世話になりました。翌日は、親不知まで送って頂いたり、支援会にカンパまで頂きました。

現在の女将さんは、一六歳の時に養女として紋左へ来たそうで細川先生とはお会いした事がないそうです。また紋左の女将・柚木ひささんは当時の事をあまり語らなかつたそうです『画報百年史』と言う本をとっても大切にしていたということ、どんな本かとお尋ねしたら戦後間もない頃の本で細川先生の事など(改造の論文他)書かれていたそうです。女将さんは、一九七二年二月九三歳で亡くなりましたという事です。思えば第一次再審請求をした方全員鬼籍に入られています。紋左のロビーに飾られた写真(泊事件の発端になった)に言い知れぬ感慨を持ちました。そしてそれは司法に過ちを認めさせたい。写中の一人一人の想いが私たちの想いに重なります。

(金田)